

区民等意見聴取の概要

1 子どもからの意見聴取

いじめがなくなり、みんなが安心して生活できる環境をつくるために、子どもを対象としたアンケートを実施しました。

実施期間：令和6年6月26日～令和6年7月19日

対象者：区立学校に在籍する小学校5・6年生及び中学生

回答方法：WEB回答

回答数：9,072件

問1 「いじめ」をなくすために、自分たちが心がけるとよいと思うこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。

①自分の言葉や行動が、他の人にいやな思いをさせていないか考えるように心がける。



②自分のよいところと他の人のよいところを見つけ、みんなにとって居心地のよい場所にするよう心がける。



③すれ違いや誤解があったら、本音で話をしてお互いの気持ちを理解しようと思える。



④考え方や感じ方は人によって違うことを理解し、その違いを認めようと思える。



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「自分がされて嫌なことはほかの子にもしない」、「悪口を言わない」、「話し方や言葉遣いに気を付ける」、「相手を思いやる気持ちを持つ」、「いじめを見たら、その子の相談にのったり、大人に相談したりする」、「お互いに違いがあることを理解し、受け入れる」といった意見が多く見られた。

問2 「いじめ」をなくすために、家の人にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。

①小さな変化にも気付けるように、子どものことをよく見てほしい。



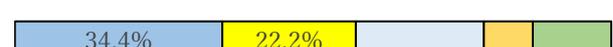
②日頃からよく話を聞いて、困ったときには相談に乗ってほしい。



③子どもの悩みや気持ちを否定せず、まずは受け止めて、共感してほしい。



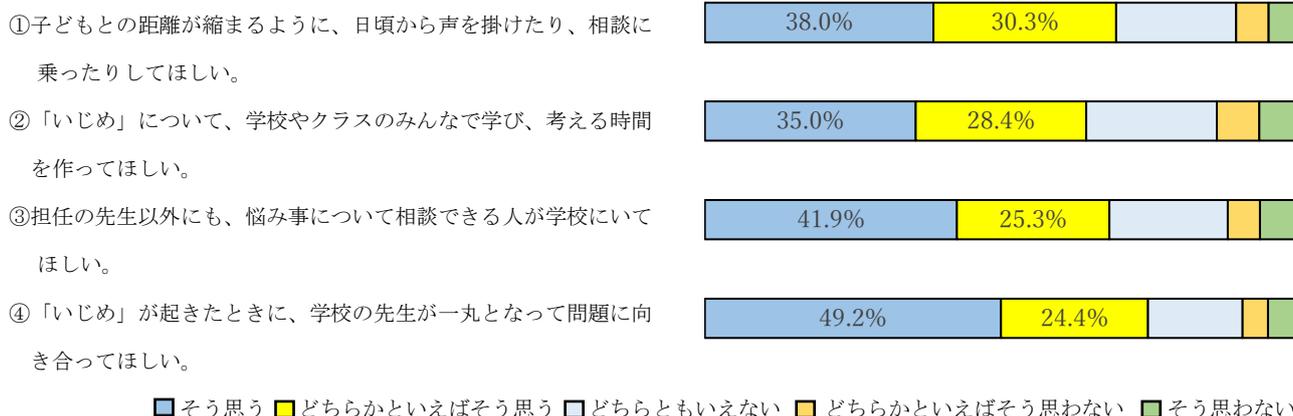
④自分の口では伝えられない悩みを、代わりに学校の先生などに伝えてほしい。



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

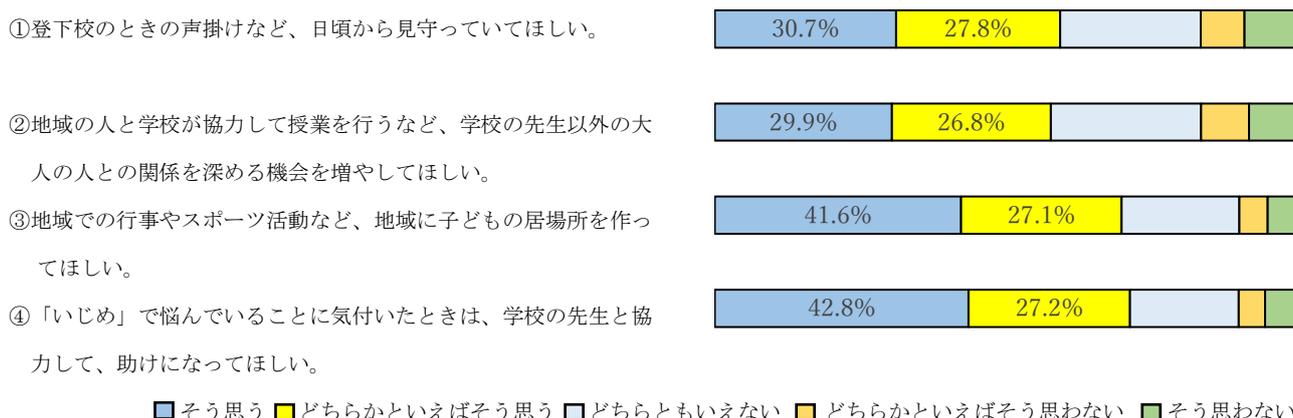
上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「自分の気持ちや悩みを否定しないでほしい」、「話を聞き流さないでほしい」、「学校での様子を聞くなど、日頃から見守っていてほしい」、「相談しやすい雰囲気を作ってほしい」といった意見が多く見られた。一方で、「辛いときは、自分の気持ちを整理するためにも少しそっとしておいてほしい」との意見も見られた。

問3 「いじめ」をなくすために、学校の先生にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。

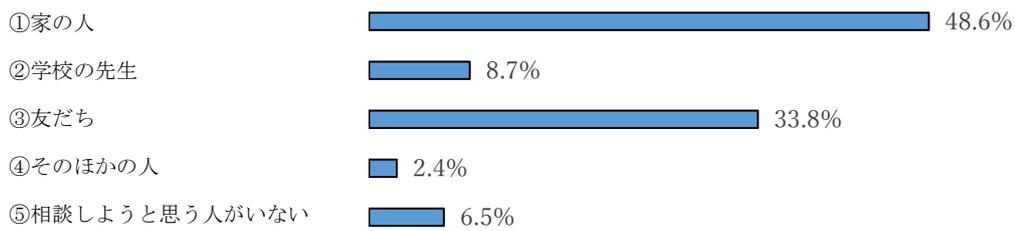


上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「小さな変化にもすぐに気づいてほしい」、「異変を感じたら声をかけてほしい」、「いじめを見逃さず、確実に対応してほしい」、「最初から決めつけずに、しっかりと子どもの話を聞いた上で対応してほしい」といった意見が多く見られた。

問4 「いじめ」をなくすために、地域の人にしてほしいこと、気にかけてほしいこととして、みなさんの考えに当てはまるものを選んでください。



上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「明るく挨拶をしてほしい」、「気になる様子が見られたら声をかけてほしい」、「登下校のときに見守っていてほしい」、「いじめを見たら助けてほしい」といった意見が見られた。

問5 みなさんが「いじめ」のことについて相談するとしたら、次のうち、誰に相談しますか。

本設問に対して「④そのほかの人」と回答した子どもについては、「スクールカウンセラー」や「塾の先生など信頼できる人」といった意見が見られた。

また、「⑤相談しようと思う人がいない」と回答した子どもについては、「じっくり話を聞いて自分の気持ちに寄り添ってくれる人」や「ほかの人に知られずに気軽に相談できる窓口」であれば、相談したいといった意見が見られた。

2 保護者・教職員等からの意見聴取

(1) 区において新たに制定する条例や優先的に取り組むべきいじめ対策について、保護者を対象としたアンケートを実施しました。

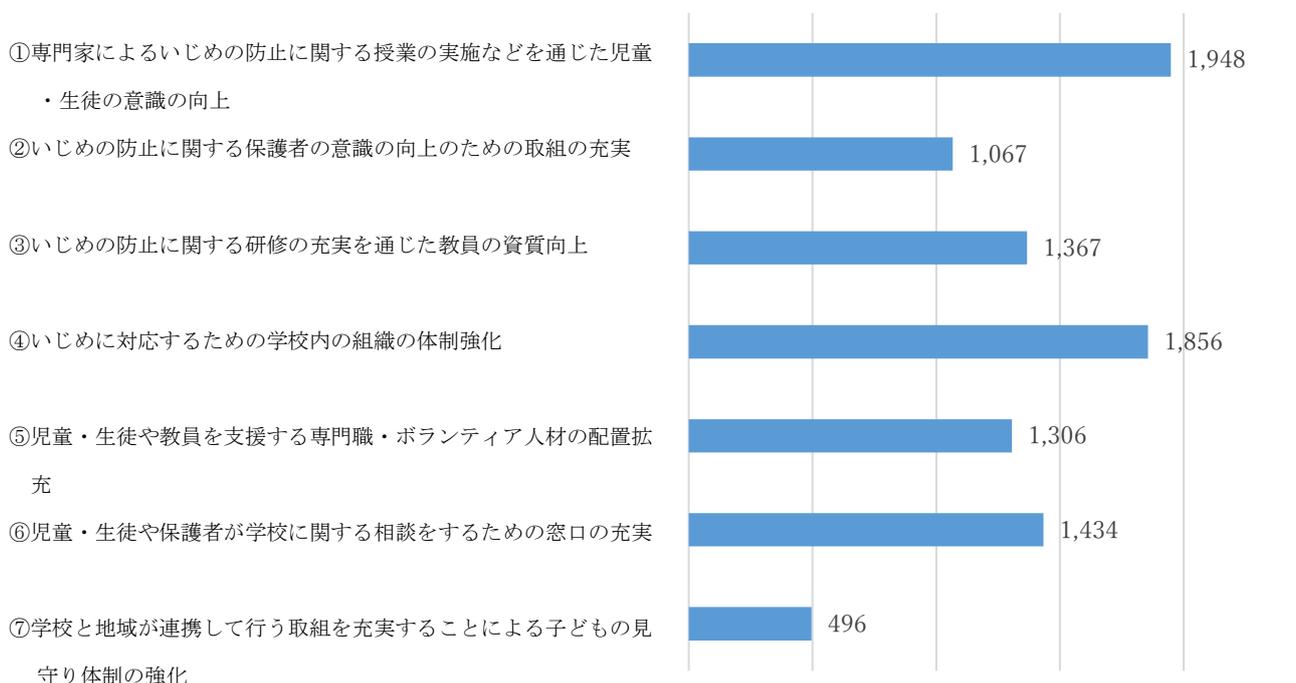
実施期間：令和6年6月28日～令和6年7月19日

対象者：区立学校に在籍する児童生徒の保護者

回答方法：WEB回答

回答数：3,563件

問1 いじめを防止するための取組として有効だと思うものは、次のうちどれですか。(複数回答可)



上記のほか、本設問に対する自由回答欄において、「いじめはときに犯罪行為に該当する可能性があるものであり、厳しく対応すべき」といった意見が見られた。一方で、「いじめをした子が抱える問題・背景事情を踏まえた支援が必要」との意見も見られた。

問2 いじめを防止するために、子どもたちが心がけるとよいと思うことはありますか。

<主な意見>

- ・自分がされて嫌なことはほかの子にもしないこと。
- ・相手の気持ちになって考えること。相手に対する思いやりの気持ちを持つこと。
- ・いじめを受けたり、見たりしたときなどは、すぐに親や先生に相談すること。
- ・「いじめ」について理解すること。「いじめ」が許されない行為であることを理解すること。
- ・自分とほかの子の違いを理解し、それを受け入れ、尊重すること。

問3 いじめを防止するために、保護者が心がけるとよいと思うことはありますか。

<主な意見>

- ・子どもの様子を見守り、子どもの話を聞き、小さな変化にも気付けるようにすること。
- ・子どもとコミュニケーションをとり、些細なことでも話しやすい関係性をつくること。
- ・思いやりの気持ちを持つよう伝えること。物事の善悪をしっかりと伝えること。
- ・子どもが安心できる環境や状況をつくること。子どもが安心できる存在であること。
- ・「いじめ」について、いじめが許されない行為であることについて、子どもと話をすること。

(2) 他自治体の「いじめの防止対策に関する条例」などを参考にしながら、区において新たに制定する条例や優先的に取り組むべきいじめ対策について、意見交換を実施しました。

実施日・参加者：令和6年7月 1日 杉並区立中学校PTA協議会
令和6年7月 16日 杉並区立小学校PTA連合協議会

<主な意見>

- ・他自治体の条例にある「子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在である」といった考えは、区としての決意を示す上で大切。子どもを1人の人間として大切にしていくという大人からのメッセージになる。(中学校)
- ・他自治体の条例にある「教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し」といった考えは、学校の現場で児童生徒と接する教職員の影響力が非常に大きいことを明示しており、重要だと思う。また、教職員のいじめ問題への対応力向上も重要だと思う。(中学校)
- ・「いじめを絶対に許さない」と言ってしまうと、いじめの発見が難しくなる(いじめを認めなくなってしまう)可能性が出てくるのではないか。そのような観点への配慮も必要だと思う。(小学校)
- ・いじめを受けたときに、学校だけでなく多様な相談窓口があるとよい。また、いじめの問題を早期に発見・解決するためにも、様々な部局や施設が「連携する」ことを重視してほしい。(小学校・中学校)
- ・子どもを見守る大人の目を増やすことが重要。教職員だけでなく、地域住民や学校支援本部も含めて、大人が「一丸となって」いじめの問題に対応することを重視してほしい。(小学校・中学校)
- ・子どものSOSに保護者が気付いて、動いてあげることが重要なので、「いじめはどこでも起こり得ること」ということを示すことにより、保護者が相談する際の心理的なハードルを下げることが大切だと思う。(中学校)
- ・子どもが幼い頃からいじめの問題について家庭で考えることが大切。そのためにも、保護者に対して、子ども同士のコミュニケーションの難しさやそこから派生するいじめの問題についての理解を深め、対処することができるようにするための支援が大切。(中学校)
- ・いじめをしている子どもが問題を抱えており、いじめ行為がその子にとってのSOSである可能性もあると思うので、いじめをしてしまった子どもへの支援も大切だと思う。また、その子どもの保護者に対する支援も大切だと思う。(小学校・中学校)
- ・周囲で見ている子どもがいじめを見逃さないことも大切。子どもたちが自ら考え、話し合う場を作してほしい。また、今回制定する条例は、子どもたちが自分事として受け止められるように、子どもたちにも伝わる内容としてほしい。(小学校)
- ・条例というと、一方的に示されるもののような印象を持つが、今回制定する条例は、区民が自ら考えて、取り組むべきことを定めているという姿勢や方向性を大切にしてほしい。(中学校)
- ・小学校低学年や中学校1年生などについては、少人数学級を推し進めてほしい。また、学童クラブの少人数化も進めてほしい。(中学校)
- ・いじめに悩む子どもにとって「逃げる場所」は大切。学校以外にも多様な居場所があることが大切だと思う。(小学校)

(3) 区立学校の校長会や教員研修の機会を活用して、いじめの防止等のために有効と考える取組等について、区立学校の校長・教員を対象としたアンケートを実施しました。

実施日・対象者：令和6年4月5日 区立学校の校長
 令和6年7月2日 区立学校の教員（生活指導主任）
 回答方法：WEB回答

問1 いじめの防止等のために有効だと考える取組は何ですか。

<主な意見>

- ・学校における人権教育、道徳教育を充実していくこと。(校長・教員)
- ・学校いじめ対策委員会を定期及び随時に開催するなどして、組織的に迅速に対応すること。(校長・教員)
- ・いじめの防止等に関する校内研修、学級経営に関する校内研修を実施すること。(校長)
- ・学級活動や子どもたちの自主的な取組を充実させ、多様な経験を積むこと。(教員)
- ・いじめに関するアンケートやスクールカウンセラー等による一斉面談を実施すること。(校長・教員)
- ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に対する保護者の理解を促進すること。(校長)
- ・休み時間も含め、子どもの日常の様子をよく観察すること。(教員)
- ・事案によっては、弁護士（スクールロイヤー）や警察と連携して対応すること。(校長)

問2 いじめの防止等のために、子どもは、どのような心がけ・態度が必要だと思いますか。また、学校・教職員は、そのためにどのような指導を行うべきだと思いますか。(教員)

<主な意見>

【子どもの心がけ】

- ・相手を思いやる気持ちを持つこと。
- ・互いに違いがあることを認識した上で、その違いを受け入れること。
- ・いじめを含め、困りごとをすぐに相談すること。
- ・いじめとは何かを理解し、いじめが許されない行為であることを理解すること。

【学校・教職員による指導】

- ・教職員間で情報を共有し、組織的に対応すること。
- ・いじめが許されない行為であることを伝えていくこと。
- ・相手を思いやる気持ちを持つこと、相手の気持ちを想像することを伝えていくこと。
- ・子どもとの信頼関係を構築し、相談しやすい環境をつくること。

問3 学校いじめ対策委員会が中心となっていじめの調査を行うことについて、課題はありますか。(教員)

- ・業務多忙な中で、定期的に全てのメンバーが揃って対策委員会を開催することが難しいこと。
- ・教職員以外の第三者の視点や専門性を持った人材が不足していること。
- ・様々な事案が発生する中で、対策委員会を開催する場合の判断基準が明確でないこと。

※上記のほか、子ども、保護者、教職員それぞれの「いじめ」の定義に対する認識や、実際に発生した事案に対する認識に相違が生じることにより、対応に苦慮するとの意見が見られた。また、SNSを含む学校外でのトラブルなどは、学校でも事実確認が難しく、対応に苦慮するとの意見が見られた。

問4 いじめが疑われるとき、又はいじめが発生したときの対応に関して、学校と教育委員会はどのように連携していくべきと考えますか。(教員)

- ・速やかに情報を共有するとともに、必要に応じて、教育委員会が助言等の支援を行うこと。
- ・事案によっては、教育委員会が学校と保護者との間に立って調整役を担うこと。
- ・教育委員会が学校を訪問するなど、対面でのコミュニケーションを図りながら連携すること。

3 杉並区いじめ問題対策委員会における審議

令和6年8月6日に開催した杉並区いじめ問題対策委員会において、条例骨子原案について審議を行いました。以下のような質疑により内容の精査が行われ、修正等を求める意見もなかったことから、条例骨子原案のとおり了承されました。

<主な質疑内容>

問 いじめ防止対策推進法に沿って条例骨子原案が作成されているが、同法と条例骨子原案との違いはどのようなところにあるのか。

答 いじめ防止対策推進法第4条に規定する「いじめの禁止」等については、区独自の内容を加えることを検討している。そのほか、区が設置者でない私立学校等に関する規定が法律にはあるが、区の条例では規定しないこととなる。

問 いじめ防止対策推進法に沿って条例を制定するということは、今後、同法が改正された場合には、この条例の改正も行うということか。

答 法改正の内容を踏まえ、必要があれば、そのように対応することになる。

問 条例骨子原案中の「杉並区いじめ問題調査委員会」と「杉並区いじめ問題対策委員会」の関係はどのようなものか。調査委員会は対策委員会の下に置かれる部会のようなものに当たるのか。

答 「杉並区いじめ問題調査委員会」は、区長が設置する附属機関であり、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行った重大事態調査の結果について、必要に応じて調査を行う機関である。「杉並区いじめ問題対策委員会」の下に、重大事態を調査するための部会を設置することも検討しているが、その部会とは別の機関である。

問 「杉並区いじめ問題調査委員会」による調査の実施は、区長や職員が判断するのか。それとも調査委員会が判断するのか。

答 他自治体においては、どちらの事例も存在している。今後、詳細を検討していく予定である。